

【登園届が必要な感染症】

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子供たちが一日快適に生活できることが大切です。園児がよくかかる下記の感染症については、医師からの「治癒証明書」は必要ありませんが、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。

なお保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

※医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症	
病名	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること ただし治療の継続は必要
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性胃腸炎(ロタ、ノロ、アデノウイルス感染症等)	嘔吐・下痢等の症状がおさまり、普段の食事ができること
手足口病	発熱(解熱後1日以上経過)、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	発熱(解熱後1日以上経過)、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事ができること
伝染性紅斑(りんご病)	発疹が出現したところには、すでに感染源は消失しているので、全身状態がよいこと
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化してから
突発性発疹	解熱後1日以上経過し、機嫌がよく、全身状態が良いこと
RS ウィルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

登園届（保護者記入）

上水ハイジ保育園 施設長 殿

児童氏名 (年 月 日生)

病名「 」と診断され、
年 月 日 医療機関名「 」において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登園致します。

年 月 日

保護者署名